

令和7年度小国町移住者向けリフォーム支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、賃借した住宅のリフォーム工事を行う移住者に対し、小国町補助金等の適正化に関する規則（平成2年小国町規則第10号、以下「規則」という。）及び、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付し、空き家の利活用の促進と移住者の継続的居住を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 小国町内に存する居住の用に供する家屋のうち、一戸建てのものをいう。
- (2) リフォーム等工事 別表に掲げる工事とする。
- (3) 移住者 令和2年4月1日以降に町外から小国町に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を小国町長へ提出した世帯の者をいう。

(補助対象工事及び要件)

第3条 事業の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工事費が10万円以上であること。
- (2) 令和8年1月31日まで完了する工事であること。
- (3) 補助金申請前に工事を着工していないこと。
- (4) 申請時点において、3年以上の期間を有する賃貸借契約を締結した住宅に係る工事であること。
- (5) 補助対象工事について、住宅の所有者と申請者双方の同意があること。

(交付対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象の住宅を賃借している移住者であること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - (イ) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (エ) その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、リフォーム等工事に要する費用の30%に相当する額又は30万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定のリフォーム等工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。

3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、令和7年度において補助対象工事を行う住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(交付の申請)

第6条 この補助金を交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手の1カ月前までに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 小国町移住者向けリフォーム支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 図面（工事箇所がわかるもの）
- (5) 工事着工前写真
- (6) 賃貸借契約書の写し
- (7) 所有者と申請者双方の同意書（様式第3号）
- (8) 申請者の納税証明書（納付状況が確定している最新年度分）
- (9) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定通知書)

第7条 補助金交付の可否の決定通知は、小国町移住者向けリフォーム支援事業費補助金交付額決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更にする。

- (1) 補助対象工事の変更
- (2) 補助金の額の増加
- (3) 補助金の額の20パーセントを超える減少

2 規則第7条第1項第1号の規定により、町長の承認を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第5号）に前条第1項各号に掲げる書類（第7号及び第9号を除く。）を添えて提出しなければならない。

(補助事業等の中止または廃止)

第9条 申請者は、規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止について町長の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止承認申請書（様式第6号）を町長に提出し承認を受けなければならない。

(補助事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 申請者は、事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合または事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書（様式第7号）を町長に提出し指示を受けなければならない。

い。

(実績報告)

第11条 補助金等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後1ヶ月を経過する日または令和8年3月31日のいずれか早い日とし、実績報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書(様式第8号)
- (2) 写真(工事中及び工事完了後)
- (3) 領収書の写し
- (4) 補助金入金口座確認書(様式第10号)
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(確定通知書)

第12条 交付すべき補助金の額の通知は、小国町移住者向けリフォーム支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(指導監督等)

第14条 町長は、事業の円滑な遂行を図るため、必要があるときは、申請者に対し指示をし、または、内容について調査することができる。

(書類の提出数等)

第15条 この要綱に基づき申請者が町長に提出する書類は、各1部とし、提出先は小国町総務企画課とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

- (1) 屋根の葺替・屋根の塗装、外壁の張替・塗装などの外装工事
- (2) 部屋の新設・間仕切りの変更
- (3) 壁紙や床の張替などの内装工事
- (4) 耐震補強・改修工事
- (5) 窓・ガラスの取付け・交換（断熱改修など）
- (6) 室内の建具等の交換
- (7) 外壁、屋根、天井の断熱化工事
- (8) バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など）
- (9) 風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事
- (10) バルコニーや雪止めの設置
- (11) 畳の取替え（表替え含む）
- (12) 住宅用太陽光発電システムの設置
- (13) 克雪化等に伴う工事
- (14) その他、町長が認める工事